

## 第34回知的財産管理技能検定

## 【1級(コンテンツ専門業務)実技試験】

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2019年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

## Part I

問1～問2に答えなさい。

## 問1

2018年に成立した「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」(平成30年法律第70号)(以下、「TPP11整備法」という。)により、著作権の存続期間は著作者の死後50年から死後70年に延長された。これを受けて、映画会社X社の映画営業部の部員甲と法務部の部員乙が会話をしている。甲と乙の会話

(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

(1) 甲 「旧著作権法下の1965年にわが社が製作・公開した劇映画『知財番外地』の監督片瀬秀次は、2010年に亡くなりました。監督のみを映画の著作者として取り扱う場合、TPP11整備法により、この映画の著作権存続期間満了日はいつになりますか。」

乙 「映画の著作物の著作権存続期間は、著作者の死後70年ではなく、あくまでも公表後70年ですから、2035年12月31日になります。」

(2) 甲 「戦後間もなくわが社が製作・公開し、2019年現在で既にパブリック・ドメインとなっている劇映画『秀才・知財くん』の脚本家新開一郎は、旧著作権法下の1965年に亡くなっています。TPP11整備法により、この脚本の著作権存続期間満了日はいつになりますか。」

乙 「TPP11整備法が施行されたことにより、著作者の死後70年に延長されたので、2035年12月31日になります。」

(3) 甲 「戦後間もなくわが社が製作・公開し、2019年現在で既にパブリック・ドメインとなっている劇映画『知財なき戦い』の劇中には、現行著作権法下の1971年に亡くなった音楽家茅野茂樹の音楽が使用されています。わが社がこの劇映画を2020年に日本国内で有料上映する場合、音楽の権利処理は必要ですか。」

乙 「TPP11整備法を考慮に入れるまでもなく、2020年において当該音楽の著作権は有効に存続しますが、劇映画『知財なき戦い』はパブリック・ドメインなので、日本国内で有料上映するのであれば、音楽の権利処理は不要です。」

## 問2

放送事業者Y社の海外事業部に配属された新入社員丙は、先輩社員丁からY社が著作権を有するテレビドラマを海外に販売することを目的とした英文契約書案を手渡された。丙と丁の会話

(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。なお、この契約書案の後半には“This Agreement shall be interpreted, governed, construed, enforced under, and pursuant to, the laws of Japan.”との記載がある。

- (1) 丙 「“The amounts payable to Licensor as the Royalty and Minimum Guarantee are the actual amounts to be paid to Licensor, and no taxes (including withholding tax) or other charges shall be deducted therefrom.”とありますが、外国から日本にロイヤリティ等を送金する際には、多くの場合、実際に源泉徴収されるのではないですか。」
- 丁 「この取決めのねらいは、源泉徴収されたとしても、源泉徴収されなかった場合と同額のロイヤリティ等を受け取れるようにすることにあるよ。ただし、これは結果的にロイヤリティ等の金額自体を増額することを意味するので、しばしばライセンスシーから変更を求められるよ。」
- (2) 丙 「“Licensee’s obligations under this Agreement are subject to Licensee’s receipt and approval of the chain of title documents relating to the Program.”とありますが、『本番組に関する一連のタイトル書類』とは、具体的にどのようなものですか。」
- 丁 「画面に表示されるすべての文字情報のことだよ。これを現地の言語に翻訳しないことには売り物にならないので、このように提出を求められるのだけれども、その翻訳した文字情報の著作権が当社に帰属する旨を加筆しておくべきだね。」
- (3) 丙 「“Licensee hereby assigns to Licensor any moral rights in and to all materials created by Licensee pursuant to this Agreement (including, but not limited to, dubbing audio or subtitles of the Program).”とありますが、この条項にはどのような意味があるのですか。」
- 丁 「ライセンスシーは、この条項により、この契約に基づいて作成した外国語の吹替等に係る著作者人格権を一切行使することができなくなるのだよ。」

第34回知的財産管理技能検定  
【1級（コンテンツ専門業務）実技試験】

**Part II**

X社、Y社、Z社、V社及びW社は、小説作品「知財記」を原作とする同名のテレビ用アニメーション番組の製作について、契約を締結しようとしている。次の契約書案について、X社の法務部の部員甲と乙が会話をしている。問3～問5に答えなさい。

**共同製作契約書**

株式会社X社（以下、「X社」という。）、株式会社Y社（以下、「Y社」という。）、株式会社Z社（以下、「Z社」という。）、V株式会社（以下、「V社」という。）、株式会社W社（以下「W社」という。）の5者（以下、総称して「五者」という。）は、テレビ用アニメーション番組「知財記」を、五者共同で製作することにつき以下のとおり合意し、契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

**第1条（目的）**

五者は、本契約の規定に従い、「知財記製作委員会」との名称のもと、五者で構成される製作委員会（以下、「製作委員会」という。）を結成のうえ、本件アニメーションを五者共同で製作し利用することを目的として本契約を締結する。

**第2条（定義）**

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによるものとする。

①本件著作物

Y社が著作権及びその他一切の権利を保有する小説「知財記」をいう。

②本件アニメーション

本件著作物を原作として五者共同で製作する下記のテレビ用アニメーション番組をいう。

**記**

題名： 『知財記』  
時間： 1話30分枠  
製作予定本数： 全12話  
放送開始時期： 2021年10月より放送開始を予定

**第3条（製作委員会）**

- 五者は、本契約の規定に従い、「知財記製作委員会」との名称のもと、五者で構成される製作委員会を結成のうえ、本件アニメーションを五者共同で製作するものとし、次条に定める本件アニメーションの製作費を、X社40%、Y社30%、Z社10%、V社10%、W社10%の割合にてそれぞれ負担するものとする。
- 五者は、本件アニメーションより生じた経済的な損益を、前項に基づく製作費の負担割合に応じてそれぞれ負担又は受領するものとする。

（次ページに続く）

## 第34回知的財産管理技能検定

## 【1級(コンテンツ専門業務)実技試験】

3. 五者は、本契約に基づく五者間の調整、本件アニメーションの製作・利用に係る収支の掌握その他本契約で定める事項に関する代表幹事としての業務をX社が行うことに合意する。

第4条(出資の履行及び製作費) (略)

第5条(制作及び宣伝業務)

1. 本件アニメーションのアニメーション制作業務は、前条に定める製作費の範囲内において、W社が責任をもって実施する。なお、アニメーション制作費は幹事会社であるX社からW社に対して支払われるものとし、X社及びW社は制作に関する条件について別途契約を取り交わすものとする。

2. 本件アニメーションの製作及び本契約に定めるあらゆる利用に必要な本件著作物の利用許諾、その対価、その他本件著作物の使用に関する各種諸条件については別途X社がY社との間で契約(以下、「原作契約」という。)を取り交わして定めるものとする。

(中略)

第6条(権利の帰属等)

1. 本契約に基づき製作された本件アニメーションの著作権及び本件アニメーションが収録された原稿の所有権等の一切の権利は、製作費の負担割合に応じ、X社40%、Y社30%、Z社10%、V社10%、W社10%の割合にて五者間で共有されるものとする。

2. W社は、本件アニメーションについて著作権者人格権を取得したとしても、これを行使しない。

第7条(利用窓口) (略)

第8条(支払)

前条に基づき配分金の支払義務を負う当事者は、他の当事者に対する配分金を、その発生後毎年3月、9月の各末日で締め、その各翌々月末日までに他の当事者がそれぞれ指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

第9条(帳簿の閲覧) (略)

第10条(第三者による権利侵害)

五者は、本件アニメーションの著作権侵害を理由とする裁判上及び裁判外における民事上の権利行使並びに告訴等の刑事上の手続の遂行は、X社のみが五者を代表し、単独でこれを行う。また、五者は、本件アニメーションの権利を第三者が侵害し、又は侵害されるおそれがあることを知った場合は直ちに他の当事者に報告しなければならない。

第11条(救済措置)

五者は、本契約に係る出資者間の紛争に関しては互いに財産的救済のみを受け得るものとし、いかなる場合にも、本件アニメーションの製作中止又は利用の差止請求は、裁判上であるか裁判外であるかを問わずできないものとするに合意する。

第12条(機密保持) (略)

第13条(権利譲渡の禁止等) (略)

第14条(契約期間) (略)

第15条(脱退、除名) (略)

五者は、それぞれ自ら以下の各号のいずれかの事由に該当した場合、本契約に基づく製作委員会から当然に脱退するものとする。

(次ページに続く)

第34回知的財産管理技能検定

【1級（コンテンツ専門業務）実技試験】

（中略）

第16条（任意脱退）

五者は、以下に掲げる事由がある場合を除き、製作委員会を脱退（以下、「任意脱退」という。）することができないものとする。

（中略）

第17条（反社会的勢力の排除）（略）

第18条（続編等の製作）（略）

第19条（協議事項）（略）

第20条（管轄裁判所）（略）

（以下略）

以上

問3

製作委員会に用いるスキームに関する甲と乙の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 甲 「製作委員会の組成に株式会社のスキームを利用した場合、そのメリット、デメリットとしてどのようなものが挙げられますか。」  
 乙 「メリットとして、会社設立に必要な手続が比較的容易であることが挙げられます。デメリットとして、出資者が債権者に対して無限責任を負うことが挙げられます。」
- （2） 甲 「製作委員会の組成に民法上の組合のスキームを利用した場合、そのメリット、デメリットとしてどのようなものが挙げられますか。」  
 乙 「メリットとして、株式会社と異なり、出資者が債権者に対して負う責任が出資の限度に限られることが挙げられます。デメリットとして、海外であり用いられないスキームであるため海外からの出資を呼び込みにくいことが挙げられます。」
- （3） 甲 「製作委員会の組成に匿名組合のスキームを利用した場合、そのメリット、デメリットとしてどのようなものが挙げられますか。」  
 乙 「メリットとして、匿名組合組成に必要な手続が比較的容易であることが挙げられます。デメリットとして、原則として第二種金融商品取引業者の登録又は届出が必要になることが挙げられます。」

## 問4

本件アニメーションの製作委員会に関して、組合のスキームを採用することとなった場合に、組合組成のために締結する共同製作契約に関する甲と乙の会話(1)～(3)について、(イ)内在する課題(問題点)があるかないか、(ロ)その理由を検討しなさい。

- (1) 甲 「契約書第5条第2項によれば、幹事会社であるX社が、原作の権利処理を行うこととなりますが、このような条項は必要でしょうか。」
- 乙 「原作の権利処理を行うことが法律上当然に幹事会社の業務になる訳ではないので、幹事会社の義務であることを明確化するためにはこのような条項が必要です。」
- (2) 甲 「本件において、本件アニメーションの二次利用に係る実演家の権利処理は必要ですか。」
- 乙 「本件アニメーションを制作するのが放送局ではなくアニメーション制作会社であるW社ですので、ワンチャンス主義により権利処理が不要となる可能性があります。しかし、明確化の観点からは実演家との契約により明確に取り決めておくことが望ましいでしょう。」
- (3) 甲 「契約書第6条第2項に、W社による著作者人格権の行使を制限する条項がありますが、このような条項は必要ですか。」
- 乙 「製作委員会が著作権法第29条第1項の『映画製作者』に該当する場合には製作委員会が著作者人格権を享有しますが、そうでない場合には、本件アニメーションの制作を担当するW社が、『映画製作者』として著作者人格権を享有する可能性もあります。そのため、このような条項を設けておくことが必要です。」

## 問5

製作委員会と各種の権利行使に関する甲と乙の会話（1）～（3）について、（イ）内在する課題（問題点）があるかないか、（ロ）その理由を検討しなさい。

- （1） 甲 「契約書第10条は、第三者による著作権侵害が生じた場合には、X社のみが単独で権利行使すると定めています。このような条項がなければ、X社は、本件アニメーションの著作権を侵害する第三者に対し、独自の判断で差止請求ができないのですか。」
- 乙 「共有著作権は、共有者全員の合意によらなければ行使できません。本件においては、各組合員は著作権を共有しているので、契約書第10条がなければ、X社は独自の判断で権利行使することはできません。」
- （2） 甲 「契約書第16条に任意脱退の条項がありますが、組合員が安易に脱退するのを避けるため、『組合員は、契約期間中はやむを得ない事由があっても脱退できない』旨の条項を設けようと考えています。これについて法的な問題はありますか。」
- 乙 「やむを得ない事由があっても組合を脱退できない旨の条項は法律上無効となります。」
- （3） 甲 「契約書第8条に関し、本契約に基づき算定された配分金の額が僅少である場合であっても、毎弁済期にその金額を支払わなければならないというのは、振込手数料等を考えると不合理ですが、これを解決する方法はありますか。」
- 乙 「配分額が一定額を超えない場合は支払を次期に繰り越すことができるとする条項を設けることが考えられます。」

**【第34回知的財産管理技能検定】**

**【1級(コンテンツ専門業務)実技(筆記試験)】**

番号 正解

**Part I**

- |    |     |              |   |    |   |
|----|-----|--------------|---|----|---|
| 問1 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| 問2 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |

**Part II**

- |    |     |              |   |    |   |
|----|-----|--------------|---|----|---|
| 問3 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
| 問4 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
| 問5 | (1) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ある | 」 |
|    | (2) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |
|    | (3) | 内在する課題(問題点)が | 「 | ない | 」 |